

# 鎌倉スキー協会規約

(名称)

第1条 本協会は鎌倉スキー協会と称する。

(組織)

第2条 本協会は、スキー（スノーボードを含む、以下同じ）愛好者団体（以下所属団体という）をもって組織し、（公財）神奈川県スキー連盟、鎌倉市体育協会に加盟する。

(目的)

第3条 本協会はスキーの健全なる普及発展、また所属団体及びその会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スキーの普及及び向上を図るための事業
- (2) 各団体の発展と相互の融和を図る
- (3) スキー競技大会の開催及び参加
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(役員・名誉会長・顧問)

第5条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副 会 長 2 名
  - (3) 理 事 長 1 名
  - (4) 副 理 事 長 1 名
  - (5) 理 事 若干名
  - (6) 会 計 ~~1~~ 2名以内
  - (7) 監 事 1 名
2. 名誉会長・顧問を置くことができる。
- (1) 名 誉 会 長 1 名
  - (2) 顧 問 若干名
3. 役員は次の資格を有する者とする。  
役員は、本協会に加盟する所属団体の会員で、全日本スキー連盟に個人登録している者とする。

(役員を選任)

第6条 役員を選任は、次の方法による。

- (1) 理事は、各所属団体から1名とし、理事事故あるときは補欠する。
  - (2) 理事長、副理事長は、理事が互選する。
  - (3) 会長、副会長は、理事会が選出する。
  - (4) 会長が適当と認める者は、理事会の承認を得て理事に選出することができる。
  - (5) 会計及び監事は理事会が選出し、会長が委嘱する。
  - ~~(6) 監事は、監事を除く役員と兼務することができない。~~
  - ~~(6)~~ (7) 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦で会長が委嘱する。
- 2 理事が理事及び会計を除く役員に選出されたときは、その所属団体は別に1名の理事を選出するものとする。ただし、別に理事を選出することができない所属団体においては、理事会の議決により、この限りでないこととする。
- 3 役員として不適切な行為が認められるときは理事会の議決を持って解任することができる。

(役員・顧問の義務)

第7条 役員の職務は、次のとおりである。

- (1) 会長は本協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事長は理事会を統括し、事業を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する。
- (5) 会計は会長の命を受け、会計を把握し、監事は会計を監査する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了しても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 3 補欠された役員任期は前任者の残任期間とし、増員による役員任期は現任者の残任期間とする。

(理事会)

第9条 本協会に理事会を設ける。

- 2 理事会は必要に応じて会長が召集する。
- 3 理事会は監事を除く役員で構成する。

(理事会の議決)

第10条 理事会は協会の最高議決機関とする。

- 2 理事会は理事の3分の2以上を以て成立し、議事は出席者の過半数を以て決する。

(会計年度)

第11条 本協会の会計年度は毎年5月1日より翌年4月30日までとする。

(収入)

第12条 本協会の経費は所属団体の負担金・登録料、助成金、寄付金、その他の収入を以て充てる。

(規則の補足と規約・規則の改廃)

第13条 規約の他に、規約を補足するため、規則を設けることができる。

- 2 規約・規則の改廃は、理事会の決議によらなければならない。

(加盟の方法)

第14条 本協会に加盟するには、所属団体が入会金及び会費をそえて申し込み、理事会の承認を得る。

(脱退)

第15条 本協会を脱退する場合は、その旨を会長に申し出て、理事会の承認を得る。

(除名)

第16条 所属団体が本協会の規約に違反したとき、または不適切な行為を行ったと認めるときは理事会の議決を持って、除名することができる。

(負担金・入会金)

第17条 所属団体は、毎年度負担金を納入しなければならない。

- 2 本協会の負担金、入会金等は理事会においてこれを定める。

(補則)

第18条 この規約は、昭和37年11月1日から施行する。

- 2 この規約は、昭和56年4月1日から施行する。(副理事長を設置、他)
- 3 この規約は、平成8年5月1日から施行する。(名誉会長を設置、他)
- 4 この規約は、平成26年4月1日から施行する。(名称、組織、目的等変更、他)
- 5 この規約は、平成30年4月25日から施行する。(役員、役員選任の変更)